

## 庁議（令和4年1月18日）結果について

- 1 開催日 令和4年1月18日（火）
- 2 場所 庁議室
- 3 出席者 市長、石田副市長、石黒副市長、教育長  
市長室長、企画政策部長、総務部長
- 4 説明者 市民部長、都市整備部長、学校教育部長、行政総務課長
- 5 事務局 秘書課長、広報課長、財政課長、行政総務課長  
企画政策課長、政策担当長、企画政策課主査
- 6 付議事項

### （1）個人情報を持ち出した元職員との和解契約の締結に係る議案の提出について

概要	<p>本市元職員によって個人情報を持ち出されたことにより、謝罪文書の送付の対応を余儀なくされ、損害を被ったとして訴えていた損害賠償請求に関し、裁判所から和解勧誘があったことから、本市元職員と和解契約を締結するため、市議会3月定例会に議案を提出し、議会の議決を求めることとする。</p> <p>和解契約の主な内容</p> <p>（1）被告は、原告に対し、本件解決金として、200万円の支払義務があることを認める。</p> <p>（2）原告及び被告は、本件が解決したことを相互に確認し、今後、本件に関し、相手方に対する刑事告訴・告発、検察審査会への審査申立て、行政上の処分を行わないことに合意する。</p> <p>（3）原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、他に債権債務のないことを相互に確認する。</p> <p>（4）訴訟費用は各自の負担とする。</p>
結果	審議の結果承認された。

### （2）平塚市文化芸術振興計画の策定及びパブリックコメント手続の実施結果について

概要	<p>文化芸術の振興に向けた目標や取組を示し、本市の文化芸術振興施策を総合的かつ中期的視点で着実に推進するため、文化芸術基本法に基づく地方文化芸術推進基本計画として、平塚市文化芸術振興計画（素案）をまとめました。</p> <p>計画（素案）について、パブリックコメント手続を令和3年6月4日から令和3年7月5日まで実施し、頂いた御意見と市の考え方の取りまとめを行い「平塚市文化芸術振興計画」を策定します。</p>
----	--

結果	審議の結果承認された。
----	-------------

(3) 平塚市手数料条例の一部を改正する条例（案）について

概要	<p>法律の改正により、平塚市手数料条例の一部改正を行うものです。</p> <p>(1) 条例第2条別表「5 租税特別措置法等に関する事務」について変更を行う。</p> <p>(2) 条例第2条別表「12 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に関する事務」について変更を行う。</p>
結果	審議の結果承認された。

(4) (仮称) 平塚市学校給食センター整備・運営事業事業契約締結について

概要	<p>「(仮称) 平塚市学校給食センター整備・運営事業」においては、本施設の設計、建設、維持管理及び運営をPFI法に基づき実施することとし、落札事業者を決定した後、12月21日に当該事業者と市との間で基本協定を締結しました。</p> <p>本事業は今後、落札事業者が設立する特別目的会社（契約予定事業者）と仮契約の締結を行い、PFI法第12条の規定に基づき、市議会の議決を経て、本契約の締結をするもの。</p> <p>契約予定事業者 株式会社ひらつか学校給食サービス</p> <p>今後の予定は次のとおりです。</p> <p>令和4年1月19日 客観的評価・審査講評の公表</p> <p>1月20日 仮契約締結</p> <p>3月23日 事業契約締結</p>
結果	審議の結果承認された。

7 報告事項

・なし

以 上